

札幌市難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく過料に関する条例案

平成30年(2018年)2月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく過料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)第47条の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。

(過料)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、10万円以下の過料を科する。

- (1) 法第11条第2項の規定により、法第7条第4項に規定する医療受給者証の返還を求められてこれに応じない者
- (2) 正当な理由がなく、法第35条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(理由)

地方自治法施行令の一部改正により、北海道から本市に、難病の患者に対す

る医療等に関する法律に基づく事務に関する権限が移譲されたことに伴い、同法に基づく過料を本市において科することができるようにするため、本案を提出する。